
第4編

直下型地震対策編

第4編 直下型地震対策編 目次

第1章 災害予防	4-1
第1節 建築物等の耐震化	4-1
第2節 都市防災機能の強化	4-1
第3節 地盤災害予防対策	4-1
第4節 活断層変位による災害予防対策	4-2
第5節 水道施設の整備	4-5
第6節 危険物等の災害予防対策	4-5
第7節 避難対策の充実	4-5
第8節 火災予防対策	4-5
第9節 海陽町業務継続計画（BCP）	4-5
第10節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進	4-6
第11節 地震災害に関する調査研究	4-6

第1章 災害予防

第1節 建築物等の耐震化

【危機管理課、建設課、教育委員会】

「第2編 第2章 第1節 建築物等の耐震化」 参照

第2節 都市防災機能の強化

【危機管理課、まち・みらい課】

「第2編 第2章 第2節 都市防災機能の強化」 参照

第3節 地盤災害予防対策

【危機管理課、建設課、産業観光課】

「第2編 第2章 第3節 地盤災害等予防対策」 参照

第4節 活断層変位による災害予防対策

【危機管理課、建設課、産業観光課】

第1 県が実施する災害予防対策

本県では、阿讃山地南縁に、活断層である「**中央構造線**」が分布し、発生確率は極めて低いものの、発災時には甚大な被害が予測されている。

したがって、当活断層のズレ発生にともなう被害予防のため、県では以下に記す「**土地利用の適正化**」方針を規定した（徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例、平成25年5月、徳島県）。

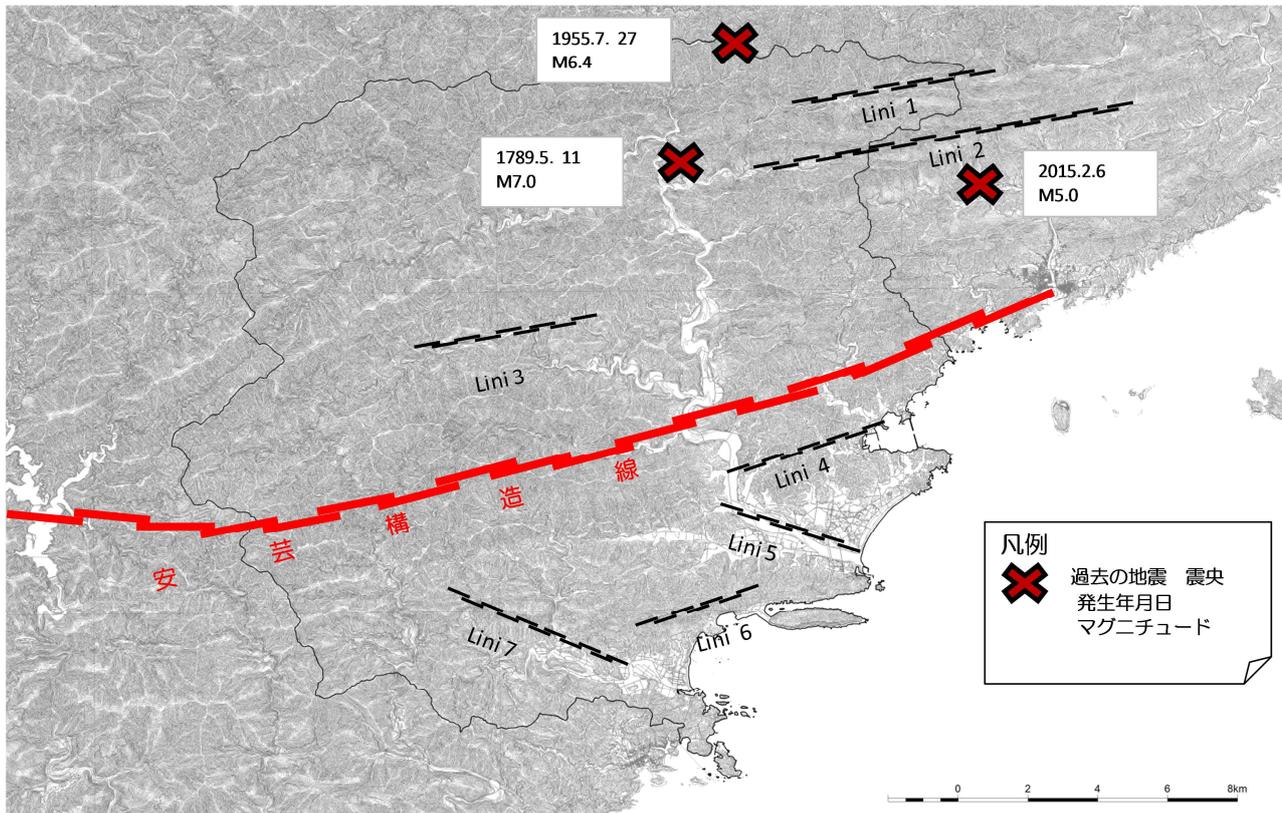
土地利用適正化の内容

- ◇ 活断層の調査が必要な区域を特定活断層区域として指定する。
- ◇ 多数の人が利用する建築物、及び危険物を貯蔵する施設の建築等にあっては、事業者が活断層調査を実施し、活断層直上を避けた築造とする。
- ◇ 特定活断層調査区域の建築物所有者が、特定活断層区域外に移転する場合は、土地利用に関する規制緩和を行う。

第2 本町の活断層

『〔新編〕日本の活断層 ― 分布図と資料、活断層研究会編、東京大学出版会、1991年12月1日』によると、本町で活断層の疑いのあるリニアメント（※注）は、7条（Lini1～Lini7）存在している。

活断層が疑われるリニアメント



※注 リニアメント

空中写真で地表に認められる直線的な地形の特徴（線状構造）で、侵食・堆積などのほか、断層や節理などの地下の地質構造が反映されたものがあり、災害予測等に利用される。

※ 上記地図上のリニアメント（Lini）、安芸構造線、地震震央の位置は、概略位置を表示している。

第3 災害予防対策

かつて、Lini1西端で、1789年5月11日にマグニチュード7.0、またLini2西端で1955年7月27日にマグニチュード6.4（「第2編 第1章 第2節 被害の履歴」に記述）のそれぞれ直下型地震発生の記録があるが、本町での被害状況は明らかではない。

また、7条のリニアメントとも、県の特定活断層調査区域には該当していない。

ただ、当リニアメント線上での、大規模施設あるいは危険物施設築造等にあっては、震災対策予防措置の指導を推進し、災害予防対策を図ることも考慮の対象とする。

第5節 水道施設の整備

【上下水道課】

「第2編 第2章 第5節 水道施設の整備」 参照

第6節 危険物等の災害予防対策

【危機管理課】

「第2編 第2章 第6節 危険物等の災害予防対策」 参照

第7節 避難対策の充実

【各課】

「第2編 第2章 第7節 避難準備計画」 参照

第8節 火災予防対策

【各課】

「第2編 第2章 第8節 火災予防対策」 参照

第9節 海陽町業務継続計画（BCP）

【各課】

「第2編 第2章 第9節 海陽町業務継続計画（BCP）」 参照

第10節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

【各課】

「第2編 第2章 第11節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進」 参照

第11節 地震災害に関する調査研究

【教育委員会】

「第2編 第2章 第12節 地震災害に関する調査研究」 参照